

対面による点呼と同等の効果を有するものとして 国土交通大臣が定める方法を定める告示の一部を改正する告示案について

1. 背景

規制改革実施計画（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）において、国土交通省は、運行管理者が運転者に対して実施する点呼について、基本的には当該運転者が属する営業所内で実施することが前提であり、異なる営業所間や事業者間の点呼を行う場合には点呼告示（※）第 4 条の規定に基づく遠隔点呼が認められているが、同一敷地内や同一建物の中に異なる営業所又は事業者が存在している場合であっても、営業所間又は事業者間の点呼を行う際に対面点呼の併用が認められておらず業務上の非効率が生じているとの声があることを踏まえ、ICT の活用による情報共有等が可能な状況であることが確認されている遠隔点呼を実施する自動車運送事業者については、遠隔点呼と併用して、異なる営業所間・事業者間における対面点呼を可能とするための必要な措置を講ずることとされた。

このため、点呼告示について所要の改正を行う必要がある。

（※）点呼告示：対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号）

2. 改正の概要

遠隔点呼を行う運行管理者等が当該遠隔点呼を受ける運転者等（当該運行管理者等と同一の営業所に属する運転者等を除く。）に対し点呼告示第 5 条第 1 号（※）に規定する機能を使用せず対面により行う点呼は遠隔点呼とみなす規定を創設するほか、所要の改正を行う。

（※）対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法を定める告示（令和 5 年国土交通省告示第 266 号）

第五条 遠隔点呼機器は、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

- 一 遠隔点呼を行う運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が次に掲げる事項について、映像と音声の送受信により通話をすることができる方法によって、随時明瞭に確認できる機能を有すること。
 - イ 運転者等の顔の表情
 - ロ 運転者等の全身
 - ハ 運転者の酒気帯びの有無
 - ニ 運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 二～十一 略

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 8 年 6 月下旬

施 行：公布の日